



青色だより

公益社団法人
板橋青色申告会

2024年3月号 第814号
(1956年6月創刊)

青色コーナーの協力要請状を受理

さる、1月18日の青色コーナー従事者研修会において、令和5年分確定申告期に、板橋税務署が相談会場に設置する「青色コーナー」への従事依頼として、板橋税務署の高橋署長から大戸会長へ「協力要請状」の交付が行われました。



青色コーナー協力要請状伝達式
令和6年1月18日

協力要請状

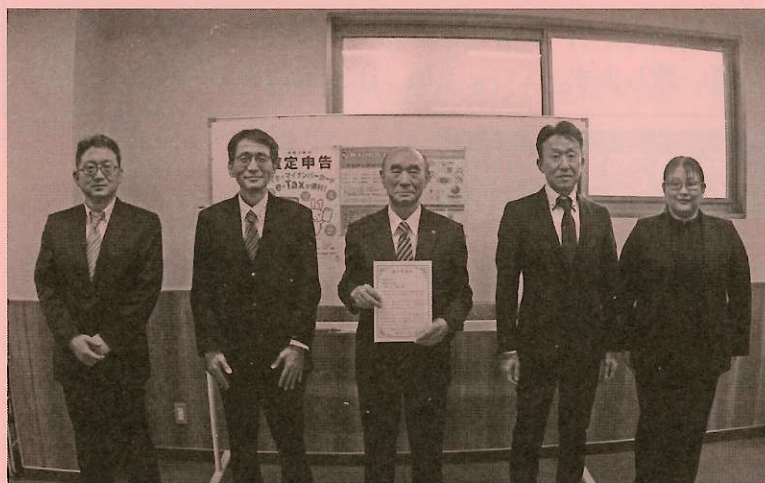
公益社団法人
板橋青色申告会
会長 大戸 孝宏 殿

貴会におかれましては、平素より税務行政に対し深い御理解と多大なる御協力をいただき厚く御礼申し上げます。

間もなく、令和5年分の確定申告が始まります。当署では、本年におきましても、申告書作成会場に青色申告制度の説明等を行う「青色コーナー」を設置することとしております。

つきましては、長年にわたり青色申告制度の普及・拡大等を推進されている貴会に、当署の「青色コーナー」の運営に対し、御協力いただきますようお願い申し上げます。

令和6年1月18日
板橋税務署長 高橋 修司



板橋税務署幹部職員と大戸会長

※青色コーナーは青色申告制度の一層の普及及び記帳水準の向上を図ることを目的として、青色申告制度の概要や記帳の仕方などの一般的な内容を説明する場として税務署の責任において設置・運営をし、当会が税務署の要請を受けて協力し実施しています。

■板橋都税事務所からのお知らせ

—都税についてのおしらせ—

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます (23区内)

縦覧期間	令和6年4月1日(月)から7月1日(月)まで(土・日・休日を除く。)
縦覧時間	午前8時30分から午後5時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和6年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。(板橋都税事務所 ☎3963-2111)

(注)納税通知書は6月3日(月)に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、主税局ホームページをご覧ください。



主税局HP (縦覧について)



主税局HP (本人確認方法について)

事務局からのお知らせ ~ コンビニ・郵便局払の方へご案内 ~

会費をコンビニ払兼郵便局払の納付書で納めて頂いている方へのご案内です。

現在、コンビニと郵便局のどちらかで納付頂ける用紙をお送りしておりますが、システムの変更に伴い、令和6年4月以降に発送する納付書より **コンビニでのみ利用できる納付書へ変更** となります。(郵便局では利用できなくなります)

現在、郵便局で納付頂いている方にはご不便をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い致します。

尚、口座振替での納付方法もございますので、ご検討ください。

お問合せ・ご質問等ございましたら事務局までご連絡お願い致します。 (TEL 03-3963-5345)

板橋区協定斎場
遺骨預り棚(200体分)
福祉・区・都職・福祉葬(無縁墓相談)
青色申告会 各指定店
if共済(生前予約)
霊安室(冷蔵庫有)4体完備
新館 88,000円(税込)
本館 55,000円(税込)
(株)正美堂 大村葬儀社
志村3-1-16
フリーダイヤル
0120-88-5683

福祉共済制度のご案内

当会では、本人死亡時に互助制度として全会員対象に弔慰金を給付させていただきます。

- 給付額は、死亡時の年齢、在籍期間等によって異なります。
- 3ヶ月以内にご連絡がない場合は給付できない場合があります。
- 会費のなかからの助け合い制度のため、退会、会費未納の場合は対象外となります。

詳しくは、事務局までお問い合わせ下さい。

板橋税務署から確定申告のお知らせ

法定申告期限後に、提出した確定申告書の誤りに気づいた場合には、次の方法で申告内容を訂正してください。

① 納める税金が実際より多かった場合や還付される税金が少なかった場合

「更正の請求」という手続きを行います。

税務署では提出された「更正の請求書」の内容を検討して、請求内容が正当と認められた場合には、正しい税額に減額した「更正通知書」を送付した上で、後日、差額金額が還付されることとなります。

② 納める税金が実際より少なかった場合や還付される税金が多かった場合

「修正申告」をすることにより正しい内容に訂正します。

誤りに気がついた場合には、速やかに修正申告書を提出してください。

税務署からの指摘等により、修正申告書を提出する場合、新たに納める税金のほかに加算税が賦課される場合があります。

なお、新たに納める税金には、法定申告期限の翌日から納付日までの延滞税が別途かかる場合があります。

【手続方法】

①については「更正の請求書」、②については「修正申告書」に必要事項を記載して、追加又は訂正する内容に係る事実を証する書類を添付の上、提出してください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」の「更正の請求書・修正申告書作成コーナー」では画面の案内に従って正しい金額を入力することにより、税額などが自動計算され、「更正の請求書」や「修正申告書」の作成ができます。

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp —



当会へ御寄附をいただいた方のお名前・金額の公表について (希望制)

各種説明会を通じた税務知識の普及啓発事業や無料税務相談の開催等、当会の公益活動にご賛同、御寄付頂きました方を公表させて頂いております。

誠にありがとうございます。

(順不同)

お名前	金額	お名前	金額	お名前	金額
非公表	50,000 円	藤田 治様	9,000 円	非公表	9,000 円
中村 桂子様	3,000 円	石川 秀和様	9,000 円	酒井 博様	6,000 円
飯田 幸治様	非公表				

※原稿締切の都合上、今回掲載できなかった方は、次月号に掲載させていただきます。

また1月号・2月号にて敬称がなく、大変申し訳ございませんでした。



■板橋税務署
電話 03-3962-4151

■板橋都税事務所
電話 03-3963-2111

■板橋区役所
電話 03-3964-1111

公益社団法人板橋青色申告会
〒173-0001 板橋区本町38-5
TEL.03-3963-5345 FAX.03-3964-8724
<https://www.i-aoiro.com/>

使用済み切手 など

使用済み切手や一円玉は、福祉施設聖明園および、いたばし総合ボランティアセンターに送られ目の不自由な人たちや、車イスの購入等に役立てられています。皆様のご協力で御礼申し上げます。

日向俊幸様	坂下
三木清様	若木
(株)正美堂大村葬儀社様	志村
春日稔様	赤塚
雨宮勇様	前野町
酒井亨様	川口市
小笠原秀男様	四葉
田嶋雄二様	徳丸
土屋英樹様	大門
穂積初枝様	稲荷台
遠藤修様	高島平

(1月23日までの協力者)

無担保・無保証人
(保証協会の保証も不要)

マル経融資

◆融資限度額
2000万円

◆返済期間
運転資金 7年以内
設備資金 10年以内

◆利率
1.20% (6.2.1現在)

利子補給制度

板橋区より支払利子の30%を最長3年間補助する制度を受けることができます。

これは国(日本政策金融公庫)の融資制度で商工会議所が推薦します

弁護士・税理士による無料相談も開催しています
(会員以外の方でも利用可)

詳しくは下記へお問合せを
電話3964-1711

東京商工会議所板橋支部

※印刷の締切りの関係上、正解者の掲載が前後する場合があります。ご了承下さい。

FAX又は郵送で、青色事務局
まで解答をお送り下さい。
(FAX 3964-8724)

◎持駒 飛角金銀 9手詰

9	8	7	6	5	4	3	2	1
						角	銀	
				銀	銀	王		
				銀		銀	香	

一
二
三
四
五
六
七

(5分で一級問題)

詰将棋コーナー

2月号の回答

■ 4一飛成 □ 同玉

■ 4二金 □ 4二玉

■ 5二銀成 □ 同玉

■ 5一金 □ 4二玉

■ 6二飛成 まで

回答者(順不同)

北田 彰男様	彦久保光弘様
梅田 勇様	田中 良幸様
水谷 欽次様	田中 秀和様
大田 良行様	田中 敏行様
石河 真通様	星田 慶子様

◎9手詰将棋 高橋道雄/創元社

